令和8年度公共事業再評価対象事業における便益の考え方について（道路事業及び砂防事業）

○道路事業及び砂防事業ともに国のマニュアルに基づき効果算定を行う。また、事業ごとに便益算定に伴う効果項目が異なっている。

（単位：百万円）

番号	事業名	効果項目			効果概要	効果算出方法等	効果算出マニュアル	便益 大谷川浜 小積浜	便益 落合	便益 松川
1	道路事業	走行時間短縮便益			道路の整備の有無による総走行時間費用の差で表す便益	走行時間費用（整備なし）−走行時間費用（整備あり）	費用便益分析マニュアル（国交省：R7）	6,556.00	7,436.00	−
		走行経費減少便益			道路の整備による走行経費（燃料費や車両償却費等の走行条件により改善される経費）の差で表す便益	走行経費（整備なし）−走行経費（整備あり）		1,422.00	438.00	−
		交通事故減少便益			道路の整備の有無による社会的損失（交通事故による人的、物的損失等）の差で表す便益	交通事故損失額（整備なし）−交通事故損失額（整備あり）		99.00	12.00	−
2	砂防事業	被害防止便益	直接被害	一般資産被害	家屋、家庭用品、事業所償却・在庫資産等の被害	各資産額×堆積深に応じた被害率	治水経済調査マニュアル(案)（国交省：R7） ・土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（国交省：R8）	−	−	73,897.00
				農作物被害	堆積による農作物の被害	農作物資産額×堆積深に応じた被害率		−	−	
				公共土木施設等被害	公共土木施設、公益事業施設、農地・農業用施設の浸水被害	被害数量×復旧単価 ・道路被害額=道路延長×復旧単価(国・主要地方道：91千円、市町村道・農道等：68千円) ・公益事業施設被害額=施設数×標準床面積×単位面積当たりの標準単価×被害率		−	−	
				人的被害	逸失利益	＜逸失利益＞ ・人的被害額＝年齢別人的被害数×逸失利益		−	−	
			間接被害	営業停止被害・応急対策費用	事業所や公共・公益サービスの停止・停滞被害や家計・事業所等の応急対策費用、土砂・流木撤去費用・災害廃棄物処理	＜営業停止被害＞ 産業毎の従業者数×営業停止・停滞延べ損失日数×1人1日当たりの付加価値額 ＜応急対策費用＞(家庭) 世帯数×労働対価評価額×浸水深に応じた清掃延日数 ＜応急対策費用＞(事業所) 事業所数×浸水深に応じた代替活動等に伴う支出負担単価 ＜土砂・流木撤去費用＞ 撤去土砂・流木量×掘削・積込・運搬・処理単価 ＜災害廃棄物処理費＞ 家庭用品被害額×水害廃棄物処理費用の家庭用品被害額に対する比率		−	−	
				精神的被害	精神的損害額	＜精神的損害額＞ ・該当者数×単価 （一人あたり精神的損害額：6.01億円/人）		−	−	
便益（現在価値：B）								8,077.00	7,886.00	39,665.00
費用（現在価値：C）								7,801.00	2,210.00	21,472.00
B/C								1.04	3.57	1.85

※便益と費用の合計値は現在価値化した値であるため、各事業の便益を足した合計値ではない。